カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年11月29日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第９号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
再生債務者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
主文　平成22年３月26日にした監督命令を取り消す。
平成22年11月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１５号
大阪府豊中市刀根山６丁目12番19号
再生債務者　戸根　正宣
主文　平成22年４月22日にした監督命令を取り消す。
平成22年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

管理命令

平成２２年（再）第９号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋１丁目１番５号
再生債務者　Ｕ．Ｆ．Ｏ．株式会社
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管財人　大阪市中央区北浜１丁目８番16号　大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　森本　　宏
３　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成22年11月24日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉98番地７
再生債務者　横山　充洋
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年12月１日　　前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１７８号
埼玉県所沢市寿町１番13―303号　クレア
再生債務者　竹間　也敏
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１８６号
埼玉県所沢市大字北岩岡258番地の14
再生債務者　佐藤　鉄哉
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１９７号
埼玉県入間市大字仏子918番地10　タウニー平岡Ｂ―101
再生債務者　大山　悦子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第３０４号
千葉市美浜区打瀬２丁目16番地　パティオス17番街216号
再生債務者　高島　清一
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３５３号
千葉県市原市金剛地589番地
再生債務者　杉田　祐子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３０１号
さいたま市桜区田島10丁目２番11―101号
再生債務者　加藤　博之
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２５号
埼玉県越谷市大字大林271番地23
再生債務者　井島誠一郎
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再イ）第１４６号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　18―303
再生債務者　佐藤　嘉晃
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１９３号
埼玉県所沢市大字久米1355番地の３
再生債務者　入江　英毅
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第３２１号
千葉県船橋市前原西１丁目35番６―501号
再生債務者　稲垣　克彦
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３３２号
千葉県市原市今津朝山227番地１
再生債務者　橋本　賀夫
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２２年（再イ）第７３７号
東京都渋谷区本町４―23―５―304
再生債務者　須藤　浩一
１　決議に付する再生計画案　平成22年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成22年12月14日まで
平成22年11月30日
東京地方裁判所民事第20部